

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、それぞれの環境分野に共通した基本となる施策として、環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、厳正に運用するとともに、大阪府環境審議会、大阪府環境行政推進会議、豊かな環境づくり大阪府民会議等の推進体制等の適切な運営を通じ、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種の施策を総合的に推進した。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行

■環境基本条例

都市・生活型公害や地球環境問題への対応、より快適な環境に対する府民ニーズの高まり等、多様化する環境をめぐる社会状況を踏まえ、『人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造』を目指して、平成6年3月に制定した「環境基本条例」に基づき、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む。）及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進した。

■生活環境の保全等に関する条例

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るために、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策等を定めた同条例について、地方分権一括法の施行に伴い、平成12年3月改定を行うとともに、条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める同条例施行規則を改定した。

■自然環境保全条例

多様性のある豊かな緑の創出や野生動植物の生息等への配慮等の新たな方策を盛り込んで改正した「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進した。

■景観条例

“美しい世界都市大阪”の実現に向け、大阪府景観条例に基づき、景観づくりを総合的・計画的に進めること、景観づくりの姿勢や目標などを示す「大阪府景観形成基本方針」を策定した。

■環境影響評価条例

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について「大阪府環境影響評価要綱」を運用し環境保全を図ってきたが、平成10年3月に「大阪府環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月から全面施行した。

②環境総合計画の推進

■環境総合計画の推進

長期的な目標である『豊かな環境都市・大阪』の構築の実現に向け、諸施策の推進に努めた。

また、各施策への取組の具体的な内容を示すため、「平成11年度において豊かな環境の保全及び創造に関する講じようとする施策」をとりまとめた。

■環境保全活動調査

環境総合計画で掲げる長期的目標達成の方途の1つである「自主的に環境に配慮する気運づくり」の達成状況を把握するため、事業者・府民の自主的な環境保全活動の取り組み状況を中心に調査した。

③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

■環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

大阪府が、事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して、省エネルギー・リサイクル等の取組を推進するとともに、環境負荷改善状況調査を実施し、計画の点検を行った。

■グリーン購入の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づき、平成9年度から事務用品について実施しているグリーン購入（環境にやさしい商品の優先購入）について、積極的な購入を推進した。

■文書ダイエット大作戦の実施

執務環境の改善と事務効率の向上を図るため、保存期間が満了した公文書の廃棄や資料の共有化等の方策により、保有文書の25%の減量を目標とした「文書の減量化」を行うとともに、両面コピーの徹底や使用済み用紙の再利用等の方策による「紙の使用量抑制」も併せて実施した。その結果27.5%の文書の減量を達成した。

その他、廃棄協議の徹底など適正な文書管理事務を推進するとともに、歴史的文書資料類の収集も実施した。

④ISO14001の認証取得

■ISO14001の取組の推進

環境にやさしい大阪府庁行動計画に基づく取組を一層、充実強化するため、平成11年2月本庁舎において認証取得したISO14001の取組を1-1-1表のとおり推進するとともに、府民、市町村、事業者に対して自主的な環境保全活動の普及を図った。

1-1-1表 府の環境ISOの概要

| | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 基本的事項 | 適用範囲 | 大阪府庁本庁舎における事務活動 |
| | 計画年次 | 平成10年度～12年度 |
| | 実施主体 | 府環境行政推進会議（議長：知事） |
| 環境管理基本方針 | 平成10年12月8日に策定 | |
| 重点的な目標・取組項目 | 省エネルギーの推進（電気等のエネルギー使用量削減） →12年度までに7年度の使用量を基準にCO ₂ 換算で12t削減 ・省資源の徹底（コピー用紙使用量抑制） →12年度までに7年度の購入量を基準に30%削減、両面コピー率30%以上 ・リサイクルの推進（廃棄物処分量の削減） →12年度までに7年度の処分量を基準にCO ₂ 換算で50%削減 ・グリーン購入の推進（事務用品のグリーン購入） →10～12年度はエコ製品率を金額ベース70%以上 | |
| 推進体制 | 計画(PLAN) | 府環境行政推進会議及び環境管理責任者が進行管理 |
| | 実行(DO) | 府内環境総括責任者（各部次長）が実施責任者 |
| | 点検(CHECK) | 環境監査役において、内部環境監査を実施 |
| | 見直し(ACTION) | 府環境行政推進会議が計画の見直し |

■村野浄水場環境ISO認証取得

地球環境にやさしい水道事業体として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府営水道の約8割の水をつくる村野浄水場において、平成11年8月に認証取得したISO14001の取組を推進した。

⑤審議会における審議

■環境審議会における審議

府内における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するために設置した大阪府環境審議会の平成11年度における審議状況は、1-1-2表のとおりである。

1-1-2表 大阪府環境審議会における審議状況

| 開催年月日 | 議題 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平11.12.20 | ・平成12年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について（諮問） ・平成10年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策について（報告） ・「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律）」の概要について（報告） ・フェニックス基本計画の変更について（報告） ・大阪府における環境ISO（14001）の概要について（報告） |

■自然環境保全審議会における審議

大阪府自然環境保全審議会は、府内における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関し必要な事項を調査審議するために設置されており、平成11年度における審議状況は、1-1-3表のとおりである。

1-1-3表 大阪府自然環境保全審議会における審議状況
(審議会)

| 開催年月日 | 議題 |
|----------|-------------------------------------------------------|
| 平12.2.28 | ・第8次鳥獣保護事業計画の改定について（諮問及び答申） ・大阪府種の多様性調査の結果について（報告） |

(温泉部会)

| 開催年月日 | 議題 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平11. 8. 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・温泉掘さく許可について（諮問及び答申） ・温泉動力装置許可について（諮問及び答申） |
| 平12. 2. 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・温泉掘さく許可について（諮問及び答申） ・温泉動力装置許可について（諮問及び答申） |

⑥府の機関相互の連携による施策推進

■環境行政推進会議の場の活用

環境基本条例に基づき、府内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等を委員とする大阪府環境行政推進会議を開催した（1－1－4表）。

1－1－4表 大阪府環境行政推進会議の開催状況

| 開催年月日 | 議題 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平11. 5. 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成11年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について |
| 平11. 8. 24 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成10年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について ・環境ISOの推進について |

⑦府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、平成11年6月に改定した「豊かな環境づくり大阪行動計画－地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21」に基づき、それぞれの立場での実践活動を展開した（1－1－5表）。

1－1－5表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況

| 開催年月日 | 議題 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平11. 6. 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成11年度豊かな環境づくり大阪行動計画」の策定について ・「おおさか環境賞」受賞者の決定について ・「豊かな環境づくり大阪府民の集い」について ・「グリーン購入啓発キャンペーン（仮称）」について |
| 平12. 1. 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成12年度豊かな環境づくり大阪行動計画骨子（案）」について ・平成12年度府民会議事業について ・豊かな環境づくり大阪府民会議の運営について |

第2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■大阪地域公害防止計画の推進

第6次「大阪地域公害防止計画」（計画期間：平成9年度から平成13年度）について、大阪府環境総合計画との整合性に配慮しながら、諸施策の推進に努めるとともに、平成10年度末時点での事業の進捗状況を調査した（1-1-6表）。

1-1-6表 大阪地域公害防止計画（第6次）進捗状況

（単位：億円）

| 事業名 | | 計画事業費 (A) | 実績事業費(累計) (平成10年度末) (B) | 進捗率(%) (B)/(A) |
|----------------|---------|--------------|----------------------------|-------------------|
| 公害 対策 事業 | 特例負担適用 | 8,128 | 2,091 | 25.7 |
| | 特例負担非適用 | 9,266 | 3,224 | 34.8 |
| | 小計 | 17,394 | 5,314 | 30.6 |
| 公害関連事業 | | 7,309 | 2,034 | 27.8 |
| 民間事業者が講じる措置 | | 572 | 386 | 67.5 |
| 合計 | | 25,275 | 7,734 | 30.6 |

■みどりの大坂21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とし、府、市町村、事業者、府民が、それぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、本プランを推進するための施策を実施した。

■大阪府広域緑地計画の推進

みどりの大坂21推進プランを受け、府全域を対象とした広域的観点から、みどりの確保目標水準や配置計画等を定めた本計画に基づき、「都市のヒートアイランド現象の緩和」、「みどりの保全・整備によるCO₂吸収源の確保」、「ビオトープ空間としての水と緑のネットワーク化の推進」、「環境教育の推進」等をキーワードとする取組を推進した。さらに、各市町村が、都市緑地保全法の規定に基づく「緑の基本計画」を策定する際の計画立案の支援を行った（平成11年度は8市町で策定）。

第3 多様な施策手法の活用

■多様な施策手法の活用

事業活動に対する規制的手法のほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育等の多様な施策手法を適切に組み合わせることにより、豊かな環境の保全と創造に関する諸施策の総合的推進を図った。